

## 埼玉バーチャル観光大使「春日部つくし」のイラスト利用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「埼玉バーチャル観光大使春日部つくし」（以下「観光大使春日部つくし」という。）のイラストの利用に関し、必要な事項を定め、もって埼玉県（以下「県」という。）のPR、県産品の販路拡大及び県の産業振興等に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「観光大使春日部つくし」とは、「埼玉バーチャル観光大使オーディション」により選出され、埼玉バーチャル観光大使として活動するバーチャルYouTuber (VTuber)をいう。

### (権利)

第3条 別紙「観光大使春日部つくしのイラスト集」に掲載されたイラストの利用に関する一切の権利は県に帰属する。

### (申請)

第4条 別紙「観光大使春日部つくしのイラスト集」を利用しようとする者は、あらかじめ「観光大使春日部つくし利用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる図柄を変更、改変することなく使用する場合は、この限りでない。

- (1) 県の機関が使用するとき。
  - (2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的の放送又は記事等に利用するとき。
  - (3) 著作権法で認められている私的利用の範囲内で利用するとき。
  - (4) その他、知事が適当と認めたとき。
- 2 「観光大使春日部つくし」を営業又は販売物に利用しようとする者は、あらかじめ知事と協議した上で、申請書を提出するものとする。

### (資格要件)

第5条 「観光大使春日部つくし」のイラストを利用しようとする者は、以下の各号を全て満たすものとする。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）及びその者から委託を受けた者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員及びその者から委託を受けた者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと。ただし、特に観光振興等に資すると知事が判断した場合はこの限りではない。

- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者でないこと。
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない法人・個人であること。
- (6) 日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、知事が適当と認める場合はこの限りではない。
- (7) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者でないこと。

（承認の範囲）

第6条 知事は、第4条の規定による申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を承認するものとする。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (3) 本規定の目的に反し、県のPR、県産品の販路拡大及び県の産業振興に寄与しないおそれがあると認められるとき。
- (4) 「観光大使春日部つくし」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人、法人、団体を支援、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (8) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等を使用される場合。
- (10) その他、知事が不適切と認めたとき。

（利用承認）

第7条 知事は、前条の承認をするときは、「観光大使春日部つくし利用承認通知書」（様式第2号）により申請者へ通知する。

2 知事は、利用を承認しない場合は、「観光大使春日部つくし利用不承認通知書」（様式第3号）により申請者へ通知する。

（利用期間）

第8条 利用期間は、最長申請年度末までとする。但し、年度途中で任命期間が終了した場合は、任命終了時までとする。

（使用料）

第9条 利用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第10条 「観光大使春日部つくし」のイラストを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、知事の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用するデザインは別紙のイラスト集に定めたものとする。

- (3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用し、イメージを損なう展開又は、デザインの改変などは行わないこと。
  - (4) 「観光大使春日部つくし」の利用承認物件は、県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、「観光大使春日部つくし」の利用承認物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講ずること。
  - (5) イラストを使用する場合は、原則として「観光大使春日部つくし」に近接して「埼玉バーチャル観光大使春日部つくし」と表記すること。
  - (6) 当該利用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 次の各号について、県の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。

- (1) 「観光大使春日部つくし」が掲載された商品（パッケージを含む）。
- (2) 「観光大使春日部つくし」が掲載された商品又は印刷物等を発行した企業。
- 3 「観光大使春日部つくし」を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第11条 「観光大使春日部つくし」の利用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「観光大使春日部つくし利用変更申請書」（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「観光大使春日部つくし利用変更承認通知書」（様式第5号）をもって通知する。その際に、知事は「観光大使春日部つくし」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

3 知事は、利用変更を承認しない場合は、「観光大使春日部つくし利用（変更）不承認通知書」（様式第3号）により申請者へ通知する。

4 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第12条 知事は、「観光大使春日部つくし」の利用がこの要綱又は承認内容に反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。その場合、利用者はその請求等に従わなければならない。

2 前項の承認の取り消しは、「観光大使春日部つくし利用承認取消通知書」（様式第6号）をもって通知する。

(責任の制限)

第13条 前条の規定により、「観光大使春日部つくし」の利用承認を取り消した場合、利用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

2 「観光大使春日部つくし」の利用承認を受けた者が「観光大使春日部つくし」の利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

3 県は、利用承認を行ったことに起因し、利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

(個人情報の管理)

第14条 知事は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「埼玉県個人情報保護条例（平成16年12月21日条例第65号）」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、「観光大使春日部つくし」の利用に関して必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。